

第 149 号議案 令和元年度一般会計補正予算

令和元年 9 月 福岡県議会定例会議案 その6
第 3 回

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
149	令和元年度福岡県一般会計補正予算（第2号）	1

一 般 会 計

第149号議案

令和元年度福岡県一般会計補正予算（第2号）

令和元年度福岡県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,791,677,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年9月20日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		208,875,271	520,631	209,395,902
	1 国庫負担金	105,220,216	520,631	105,740,847
13 繰越金		528,131	546,344	1,074,475
	1 繰越金	528,131	546,344	1,074,475
15 県債		233,070,485	2,634,000	235,704,485
	1 県債	233,070,485	2,634,000	235,704,485
歳入合計		1,787,976,308	3,700,975	1,791,677,283

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		62,573,675	916,381	63,490,056
	1 農林水産業企画費	9,671,910	1,513	9,673,423

	2 農 業 費	10,885,354	513,401	11,398,755
	5 林 業 費	14,319,667	385,594	14,705,261
	6 水 産 業 費	7,636,197	15,873	7,652,070
8 県 土 整 備 費		159,158,384	1,583,849	160,742,233
	2 道 路 橋 り よ う 費	65,384,191	240,894	65,625,085
	3 河 川 海 岸 費	55,996,486	1,342,955	57,339,441
11 災 害 復 旧 費		39,055,562	1,200,745	40,256,307
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	29,077,874	1,200,745	30,278,619
歳 出 合 計		1,787,976,308	3,700,975	1,791,677,283

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
漁業施設等災害復旧資金利子補給	令和2年度から 令和22年度まで	ただし、令和元年度利子補給対象融資限度額 200,000千円 22,276千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和2年度から 令和22年度まで	26,459千円 ただし、令和元年度利子補給対象 融資限度額 190,000千円	令和2年度から 令和22年度まで	60,740千円 ただし、令和元年度利子補給対象 融資限度額 440,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業事業費	1,527,200	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめ るため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にか わる短期債を起すことができる。 起債時期は令和元年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	1,589,800	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめ るため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にか わる短期債を起すことができる。 起債時期は令和元年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
治山事業費	3,116,100				3,501,600			
河川事業費	20,260,100				21,404,800			
砂防事業費	6,084,600				6,193,800			
海岸事業費	936,100				956,100			
道路事業費	35,615,300				35,847,300			
災害復旧事業費	10,675,700				11,355,700			
計	233,070,485							

